

## (7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成27年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県附属機関条例及び鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（鳥取県附属機関条例の一部改正）

第1条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項又は第15条第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項
略	

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	調査審議する事項
略	
鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第17条の5第1項の規定による認定及び特別栽培農産物（農薬及び化学肥料を特に削減して栽培された農産物をいう。）の認証等に関する事項
略	

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第 2 条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(204) 略

(205) 農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。)に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき26,000円

(205の2) 農林物資の規格化等に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき20,000円

(206) 農林物資の規格化等に関する法律第17条の7第1項の規定により定めた業務規程に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(手数料の徴収)

第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1)～(204) 略

(205) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第2項の規定に基づく認定(地鶏肉、有機農産物及び有機加工食品(有機畜産物加工食品を除く。)に係るものに限る。次号において同じ。) 1件につき26,000円

(205の2) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項の規定に基づく認定 1件につき20,000円

(206) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第17条の7第1項の規定により県が定める認定業務規程の規定に基づく調査及び再検査 次に掲げる区分に応じ、それぞれ

ア・イ 略

(207) ~ (328) 略

2 略

に定める額

ア・イ 略

(207) ~ (328) 略

2 略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。